

# 仙台塩釜港港湾計画書(案)

— 軽易な変更 —

平成 26 年 3 月

仙台塩釜港港湾管理者

宮 城 県

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・平成25年5月第35回宮城県地方港湾審議会
- ・平成25年6月交通政策審議会第52回港湾分科会

の議を経た仙台塩釜港の港湾計画の軽易な変更をするものである。

## 目 次

変更理由	1
港湾施設の規模及び配置	2
1 臨港交通施設計画	2
港湾の環境の整備及び保全	3
1 港湾環境整備施設計画	3
土地造成及び土地利用計画	4
1 土地利用計画	4
その他重要事項	5
1 港湾施設の利用	5
(1) 物資補給等のための施設	5

## 変更理由

- 1 港内における交通の円滑化を図るため、仙台港区中野地区において、臨港交通施設計画を追加し、土地造成及び土地利用計画を変更する。
- 2 臨港交通施設計画の追加に伴い、仙台港区中野地区において、港湾環境整備施設計画を変更する。
- 3 官公庁船及びポートサービス船等の待機並びに物資補給の用に対応するため、仙台港区中野南地区において、既存施設を有効に活用し、物資補給等のための施設の計画を追加し、土地造成及び土地利用計画を変更する。

## 港湾施設の規模及び配置

### 1 臨港交通施設計画

港内における交通の円滑化を図るため、臨港交通施設を次のとおり追加する。

#### 1-1 道路

##### 1-1-1 仙台港区

臨港道路埠頭8号線

起点 臨港道路埠頭5号線      終点 臨港道路埠頭7号線

2車線 [新規計画]

## 港湾の環境の整備及び保全

### 1 港湾環境整備施設計画

臨港交通施設の計画に対応して、以下の施設について計画を変更する。

#### 1-1 仙台港区

中野地区 緑地 10ha [既設の変更計画]

既設  
中野地区 緑地 11ha

## 土地造成及び土地利用計画

港湾施設の計画に対応するため、土地利用計画を次のとおり変更する。

### 1 土地利用計画

単位:ha

用途 地区名		埠頭 用地	港湾関 連用地	交流厚 生用地	工業 用地	交通機 能用地	緑地	合計
仙 台 港 区	中野	(60)	(58)	(8)		(24)	(10)	(162)
		60	58	8		24	10	162
	中野南	(1)			(187)	(11)	(7)	(205)
		1			187	11	7	205

注1) ( )は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

注3) 今回の変更に係る地区のみ記述した。

## その他重要事項

### 1 港湾施設の利用

#### (1) 物資補給等のための施設

官公庁船、ポートサービス船等の待機並びに物資補給の用に対応するため、既存施設を有効に活用し、物資補給等のための施設を次のとおり追加する。

仙台港区

中野南地区

水深 7.5 m 岸壁 1 バース 延長 120 m (物資補給岸壁) [既設]

以下の専用埠頭を廃止する。

既設  
水深 7.5 m 岸壁 1 バース 延長 120 m (専用)



# 仙台塩釜港湾計画位置図(仙台港区)

